

二本松自治会 支給規則

第1条 本規則は、会則第5条の業務を達成するための給付について、表1の通り定める。

表1：支給規則

項番	科目	支給基準		
		項目	金額	内容
1	行動費	役員活動費	右記	役職別に1か月当たり次の活動費を支給する。 会長 1,200円、副会長・会計・顧問 1,000円、企画 800円、書記・広報・各補佐 500円を支給する。 尚、役員活動費には、資料作成費、及び電話代等の通信費を含む。
		交通費	実費	役員会で承認された場合、または正副会長の指示で行動した場合に、交通費（鉄道運賃、バス代）実費を支給する。 但し、上石原2・3丁目及び多摩川1・2丁目地区への行動は、無給とする。
		行動費	右記	二本松自治会の活動で行動した場合に、次の行動費を支給する。 ① 行動時間が3時間未満の場合、1,000円を支給する。 ② 行動時間が3時間以上5時間未満の場合、2,000円を支給する。 ③ 行動時間が5時間以上の場合、3,000円を支給する。 ④ 請求書兼領収書には、出発から帰着までの時間を記載するものとする。
		講習会会費	実費	正副会長または役員会で報告・要請され承認された講習会・研修会に参加した場合には、その会費を支払う。
		運搬作業・申請作業	2,000円/日	二本松自治会の活動で自動車を使用し運搬作業をした場合には、1日に付き2,000円を支給する。 尚、各種申請作業等運搬作業がないものについては、鉄道運賃・バス代相当を支給する。
2	共済費	弔慰金	5,000円	会員本人及び同居家族の弔慰に対して、5,000円を支給する。 尚、正副会長・企画・会計・書記・広報・各補佐経験者に対しては、1万円を支給する。
3	高齢者支援	敬老金	現金 3,000円	満70歳以上の方が居る1会員世帯を対象に、毎年3,000円を支給する。尚、当該年末までに70歳となる予定者を含む。
4	健全育成	成人祝い	金券・商品券 3,000円	満18歳を迎える方に贈呈する。 尚、当該年末までに18歳となる予定者を含む。
		小学校卒業祝い	記念品 3~4,000円	小学校修了者に記念品等を贈呈する (概ね、記念品は5千円を基準とする)
		小学校入学祝い	金券・商品券 3,000円	小学校入学者に贈呈する。
		出産祝い	金券・商品券 5,000円	会員本人及び同居家族の方で出産を迎えた方に贈呈する。 尚、前年度支給日以降から当該年度支給日までの方を含む。

第2条 支給は、下記により取り扱う。

- (1) 行動費の支給は、原則として当該事由を記した請求書兼領収書により行う。
- (2) 弔慰金は、請求書兼領収書は不要とする。
- (3) 高齢者支援および健全育成は、会員からの申告を受け支給する。

以上